

平成30年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成30年6月14日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成30年6月14日 午前9時宣告

| | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 応招議員 | 1番 | 橋元 陽一 | 2番 | 宮崎知恵子 | 3番 | 西森 勝仁 |
| | 4番 | 下川 芳樹 | 5番 | 坂本 玲子 | 6番 | 邑田 昌平 |
| | 7番 | 森 正彦 | 8番 | 片岡 勝一 | 9番 | 松浦 隆起 |
| | 10番 | 岡村 統正 | 11番 | 中村 卓司 | 12番 | 永田 耕朗 |
| | 13番 | 西村 清勇 | 14番 | 藤原 健祐 | | |

不応招議員 なし

| | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 出席議員 | 1番 | 橋元 陽一 | 2番 | 宮崎知恵子 | 3番 | 西森 勝仁 |
| | 4番 | 下川 芳樹 | 5番 | 坂本 玲子 | 6番 | 邑田 昌平 |
| | 7番 | 森 正彦 | 8番 | 片岡 勝一 | 9番 | 松浦 隆起 |
| | 10番 | 岡村 統正 | 11番 | 中村 卓司 | 12番 | 永田 耕朗 |
| | 13番 | 西村 清勇 | 14番 | 藤原 健祐 | | |

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 堀見 和道 | 健康福祉課長 | 田村 秀明 |
| 副町長 | 中澤 一眞 | 産業建設課長 | 田村 正和 |
| 教育長 | 川井 正一 | 国土調査課長 | 橋掛 直馬 |
| 総務課長 | 麻田 正志 | 会計管理者 | 真辺 美紀 |
| チーム佐川推進課長 | 岡崎 省治 | 教育次長 | 片岡 雄司 |
| 税務課長 | 森田 修弘 | 病院事務局長 | 渡辺 公平 |
| 町民課長 | 和田 強 | 農業委員会事務局長 | 吉野 広昭 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成30年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成30年 6月14日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第48号 | 平成30年度佐川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第2 | 議案第49号 | 平成30年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第50号 | 平成30年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第51号 | 平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第52号 | 平成30年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第53号 | 佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第54号 | 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第55号 | 尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の策定について |
| 日程第9 | 議案第56号 | 字の区域及び名称の変更について |
| 日程第10 | 議案第57号 | 物品購入契約について |
| 日程第11 | 議案第58号 | 物品購入契約について |
| 日程第12 | 議案第59号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第13 | 発委第3号 | 佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 発委第4号 | 日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書 |

| | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 15 | 発委第 5 号 | 義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める意見書 |
| 日程第 16 | 発委第 6 号 | 「国の責任による 35 人以下学級の前進」を求める意見書 |
| 日程第 17 | 発委第 7 号 | 特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書 |
| 日程第 18 | 発委第 8 号 | 全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書 |
| 日程第 19 | 発議第 1 号 | 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書 |
| 日程第 20 | | 議員派遣について |
| 日程第 21 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付のとおりです。
議案質疑に入る前に申し上げます。
質疑、討論、採決は、各議案ごとに行います。

日程第1、議案第48号、平成30年度佐川町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

5番（坂本玲子君）

お伺いします。一般会計補正予算、9款、5項、1目で、235万2千円のプールの修繕費が計上されています。その中で、ペレットの修繕と、壁、ロッカー、天井の修繕ということでしたが、そのペレットのほうはわかりましたので、そのほかの壁、ロッカー、天井等の修繕についての内容を詳しく教えていただきたいと思っております。

教育次長（片岡雄司君）

坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。まず、プールの更衣室のロッカーの修繕につきましては、プールの男女の更衣室に設置しておりますロッカーがですね、湿気及び老朽化によりまして、ロッカーの下の部分、足もとのほうがさびている状態です。このためですね、さびを落としましてその上げれんし、清掃し、その上からさびどめを塗装しまして、さらにアクリル板を張るというような修繕を予定をしております。

そして、事務所の天井の漏水がありますので、そちらのほうを修繕することとしております。あと、クロスにつきましては、町民プールの風呂の更衣室におきまして、壁のクロスの変色とか、はがれが確認をされ、ちょっと、利用者に不快な思いをさせるということもありましたので、指定管理者がかわりました契機にですね、一度クロスの張り替えを予定していることとしております。

金額につきましては、クロスの張り替えが税込み21万6千円。先ほどの雨漏りも21万6千円。そしてプールの更衣室のロッカーの修繕につきましても、21万6千円とさせていただきます。そして、あと30万円につきましては、ことし、当初予算で予定をしておりました修繕箇所以外にですね、多くの修繕箇所が見受けられましたので、そちらを執行させていただきましたので、新たにですね、30万円の緊急応急用としまして修繕費を補正予算として計上させ

ていただいております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

4 番（下川芳樹君）

歳入の部分で、13 款、2 項、4 目、2 節の地方道路交付金、減額が 7,012 万 5 千円となっております。理由といたしましては、平成 30 年度より交付率が変わったというふうな内容でございましたが、この交付率減額になった率の減額部分、それから今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

下川議員の御質問にお答えいたします。この道路交付金事業の国庫支出金の減額でございますけども、平成 29 年度までにつきましては、補助交付率 60.5% で実施をされておりましたけども、平成 30 年度からはですね、事業内容によって交付率のまず見直しがございました。これが 1 点目です。それから、今までやっておりました事業の事業ごとにですね、対象となるものが見直しになったということで減額になっておりますのが、2 点目となっております。

詳細に言いますと、町道の道路、橋梁とかトンネルとかのですね、重要構造物の長寿命化の事業につきましては、引き続き 60.5% ということになっております。それ以外はですね、55% に交付が下がります。

あと、減額の大きなものとしましては、交付金で町道の舗装の補修を実施をしておりましたけども、この舗装の構成、簡易な舗装であるものについては対象外ということになりましたので、これが大きな 2 点目の理由でございます。

今後の見通しですけども、対象外となりました舗装の補修につきましてはですね、3 路線、事業費 3 千万で辺地債のほうで対処になりますので、これで実施をしたいと考えております。残るものにつきましては、公共施設と適正管理推進事業債で対応したいと考えておりますので、これにつきましては、この事業債の路線ごとの個別の施設計画を作成しまして、作成後、また速やかに工事に入りたいと考えております。以上でございます。

4 番（下川芳樹君）

減額部分、それから対象外の部分、今後町として道路改良を進めていく上で予算措置の部分において何らかの不測の予算が生じる

というふうな状況の見通しについて、今後 31 年度以降ですね、もし、懸念される部分があれば、お答えをいただきたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。この見直しもございましたけども、交付金事業で実施できるものと、それから今までやっておりましたけども、舗装の補修につきましては起債事業もございますので、計画的にですね、1 事業は実施できると考えておりますので、引き続き計画的に実施をしたいと考えております。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

11 番（中村卓司君）

少し細かい金額になりますけれども、この資料にあります 11 ページの町有林のこの売却に当たる収入だと思うんですが、自伐林業のメンバーの収入だと思うんですが、48 万ですかね。これは、場所的にはどこの町有林なのか、そして単価的にはどういうふうな単価で、売上げが上がって収入というふうな形になったのかということ、急ですのでなかなかわからなければ後でもいいですけども、今わかっておればですね、お答えを願いたいと思います。

産業建設課長（田村正和君）

お答えします。この物品売買の収入ですけども、主に、発生をする山林は、町有林、尾川の町有林から搬出されるものを予定しております。それから、細かい、ちょっと単価はまた調べてお知らせしますが、搬出した材につきましては A 材、それから B 材、C 材、それぞれ単価がございますので、その材質によりまして単価がまた変わってくるということでございます。

あとは、また詳しい数字は後ほど御説明させていただきます。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

総務費の備品購入で、ペーパーレス化のパソコンというのがありますが、具体的にこの内容について教えていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。本年度、三役会をペーパーレスとするために、三役会の出席者 5 名のパソコンの購入費ということになっており

ます。出席者 5 名につきましては、町長、副町長、教育長そして私、総務課長とチーム佐川推進課長の 5 人ということになっております。1 台当たりのパソコンの費用といたしましては、1 台当たり 19 万 500 円。これに 5 台分、そして消費税を掛けた金額ということになっております。以上でございます。

9 番（松浦隆起君）

それは説明を受けてますので、具体的にどういった事をなされるのか、パソコンを使つてのペーパーレスというのがちょっとイメージできないので、具体的な内容について教えてください。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。現在、さまざまな庁内の会議というものがございまして、それに合わせて各出席者に向けて紙でその資料等を用意しております。会議の内容によっては、その資料の量も結構な量になってございまして、それで庁内の会議をペーパーレス化にするという前段で、本年度は三役会において、その前段としてのペーパーレス化を進めようということになっております。

このパソコンにつきましては、タブレット型の端末になってございまして、通常は机の上で通常どおりの作業をいたしまして、会議等におきましては、その画面の部分を取り外して持って行って、資料を使わずに、その中にある内容を確認して会議を進めていこうという内容となっております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、平成 30 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。賛成全員。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 49 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 50 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、平成 30 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第51号、平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第51号、平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第52号、平成30年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号、平成30年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第53号、佐川町職員定数条例の一部を改正する条

例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、佐川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 53 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 54 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 55 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 56 号、字の区域及び名称の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、字の区域及び名称の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 57 号、物品購入契約について、質疑を行います。

4 番（下川芳樹君）

本年度の物品購入について、消防団ポンプ自動車の購入というふうなことで黒岩地区のほうへ配置をされるというふうな説明を受

けております。これまでも複数年かけて、新たなポンプ自動車の購入は進んでおりますが、今後の見通しについて、今後の各分団への配置の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。この消防団のポンプ自動車の更新につきましては、昨年度、平成 29 年度から更新を順次していくということを予定しております。昨年度につきましては、斗賀野 1 ということで、斗賀野分団のポンプ車を更新しております。

そして本年度は、この契約議案のとおり黒岩 1 ということで黒岩分団、そして平成 31 年度以降についてでありますけれど、平成 31 年度は、佐川 2 といたしまして佐川分団、そして平成 32 年度は、尾川 1 としまして尾川分団、平成 33 年度は、加茂 1 としまして加茂分団、そして平成 34 年度は、斗賀野 3 といたしまして斗賀野分団、そして平成 35 年度は、佐川 1 といたしまして佐川分団ということで、今あります 7 台のほうを順次更新していくということで計画をいたしております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、物品購入契約について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 58 号、物品購入契約について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

議案第 58 号、物品購入契約について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 59 号、工事請負契約の締結について、質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

この契約につきましては大変疑義がありまして、私なりに開札者やあるいはインターネットで調べて見ましたところ、まるで短編ミステリーのようなストーリーのような感じがしていますので、いくつかの疑問について質問をいたします。

しかし、このような重要案件は、まず担当課長ではとても提案できない、こういった内容でありますので、これは町長の指示あるいは命令がなければとてもできないと思いますので、町長のほうから責任ある御答弁を願いたいと思います。

1 点目、これは、一般競争入札。これはオープンに、どの業者でも誰でも入札に参加できるのが大原則であろうかと思えます。これが、今の時代の流れであるようでありまして、その点は評価をしているところであります。しかし今回、佐川町が導入したこの一般競争入札のメリット、デメリットは何であるのか。これが 1 点目。

2 点目、高知県建設技術公社の作成した平面図及びここに記載されている内容から判断してみますと、ほとんどが造成工事のようなものでありまして、構造物的なものはほとんどなく、フェンスがあります、そしてテニスコートの本体工事があるわけでありまして、しかし、予定価格は 1 億円を超えているわけでありまして。俗に言うこんなおいしい工事はめったにありません。この程度の工事であれば、地元業者でも簡単にできると思いますが、なぜ地元業者が入る

ことができなかつたのか。

3点目。最低制限価格を3分の2から85の間と、こういうふう
に設定しています。その幅で設定することは理解できますけれども、
先ほども申し上げましたように、この現場は県道面に面しており、
隣接する民家もほとんどない。資機材を搬入するにしても何の問題
もなく、工事の難易度というものは、ほぼゼロに近いと思います。
なぜ、一番高い85%を設定したのか。

4点目。入札に参加する意欲のある業者からは、いろいろな質疑
があっておりまして、その回答書なるものが出ています。この中で、
予定価格の端数処理及び最低制限価格について教えてください。

前年度発注工事からの算出方法の変更の有無とあり、この回答に
は、予定価格の端数処理については、前年度発注工事から変更はあ
りません。最低制限価格については、公告を確認してください。と、
こういうふう回答をしているわけでありまして。そして公告には、
事後審査方式、制限つき一般競争入札を実施する、とありまして、
1、入札に付する事項、この(6)に、最低制限価格が記載されて
おるわけでありましてけれども、問題はこの端数処理であります。

予定価格も事後公表となっておりますが、この予定価格について
は、業者に回答したとおり、前年どおり百円単位は切り捨てて千円
単位にまるめてあります。最低制限価格については、千円単位にま
るめず900円の端数をつけたままになっております。端数処理につ
きましては、質問した業者のみならず誰でも、最低制限価格も百円
単位は切り捨てて千円単位にまるめてあるものと思うはずでありま
す。

ここに、佐川町が実施した過去2年間の契約議案の参考書のコピー
を私は持っておりますけれども、9件ほどあります。最低制限価格
が100円まであるものは1件もありません。最低制限価格の落札
も3件ほどありますけれども、それぞれ150円、400円、500円、こ
れを全部切り捨てて千円単位にまるめ、そういう扱いになっており
ます。

今回、何の目的で900円を処理しなかつたのか、前年どおりでは
ない、変更しているではありませんか。町長も、前職は、ちまたの
お話によりますと静岡の大手建設会社の役員だったというふう
に聞いております。この端数処理をどう扱うかは、いわゆる飯の種
でありますから敏感にわかるはずでありますし、起案が回ってきたと

きにも気がつかないはずはないと、私は思っております。この結果、端数処理をした4業者は失格となり、業者に対しては、審議違反で町財政には18万6千円の損害を与えた、こういうことになっております。

以上4点を御質問いたします。答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。まず1つ目、一般競争入札のメリットとデメリットという御質問でしたが、一般競争入札を行うことによってですね、一定の基準、例えば技術力とか、会社の規模とかですね、その一定の基準の中で入札の参加を幅広く求めることができるということがメリットではないかなあというふうに思ってます。デメリットに関しては、今、私のほうでは少し考えられませんので、答弁を差し控えます。

2つ目の質問、簡単な工事ではないかと。ほぼ造成工事だろうと。なぜ地元の建設会社が入らないのかということになりますが、入札につきまして、建築の工事ではおおむね、建築の工事では1億円までの工事、土木工事については5千万円までの工事は、十分、地元の会社でできるだろうということで、指名競争入札でやっというこを1つの基準として捉えています。

金額大きくなりますと、特定建設業の許可を持っていないと工事としてできないものが数多くあります。テニスコートは、一般の土木工事とは少し違う精度の高い工事にもなります。金額も、予定価格は1億円を超えてる土木工事でございますので、今回は一般競争入札という形で入札を執行いたしました。

3番目の最低制限価格について、なぜ85%に設定をしたのかという御質問ですが、ずっとここ数年、全ての工事請負契約についての最低制限価格は85%で設定をしておるはずで、今までのとおり85%で最低制限価格を設定いたしました。

4番目につきましては、予定価格は、入札参加者から質問があり回答したとおり、前年のとおり端数処理をします、と。最低制限価格につきましては、公告のとおりという回答をしております。その中で、予定価格にちょうど85%を掛けた数字を、端数処理をしないで最低制限価格に設定をして、今回は入札を行いました。

これが、今回の入札の内容です。以上です。

3番（西森勝仁君）

私の質問した核心にはほとんど答えていない。もう1回、答弁を願います。

入札のメリット、これは、参加者は幅広く求める、こういう答弁でありますけれども、地元業者なんか全然はいれてない。ですけど、5千万以下の説明もありました。けどこれも、少しばかり気持ちがあれば、造成工事、これとテニスコート本体工事、これを分ければよかったのではないかというふうにも思いますけれども。この一般競争入札、これでやれば、価格勝負です。安けりゃ安いほどいいがです。ここに載っている県のA級業者、この業者が例えば50%カットしたところで、これで公告にあります3分の2、66.6%、このあたりで落としてもですね、工事の不履行というものは心配する必要はないはずです。何で、こんなことになったのか。もう少し詳しく、本音の部分で答弁を願います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。改めて同じ回答になるかもしれませんが、私は、入札を執行するに当たってですね、私の私意が入らないように入札は執行しなければいけないというふうに思っております。

その中で、地元の建設会社の皆さんとは、災害時にいろいろな協定も結んでおりまして、お互い連携をして取り組んでいかなければいけない。また、地元の建設会社の皆さんには、いろいろ技術的なレベルアップも図っていききたいというふうに思っておりまして、入札に関しては、極力、地元の建設会社の皆さんを指名をして入札をする、という配慮をしてくれております。そのことについては、この場で申し述べさせていただきたいというふうに思います。

今回は、予定価格が1億円を超えている工事としての入札ということで、担当課のほうが多めにまいりました。総務課のほうで入札業務を執行するに当たり、今回は一般競争入札で行うという判断をしたものでありまして、私はそれを、最終的に決済をいたしました。

また、最低制限価格、なぜ85%なのか、3分の2でも落札するだろうというお話でありましたが、今、日本全国、特に国交省のほうからは必要以上に最低制限価格を下げることのないようにということで、話があります。それもかなり前からの話でありまして、今、国の最低制限価格の設定は、恐らく85%から86~87%ぐらいに設

定がされているのではないかなあというふうに思います。他の自治体では、最低制限価格を 90% に設定をしているところもあります。今回、これまでどおり 85% という最低制限価格を設定をして、佐川町としては入札を行いました。全く問題ないと、そのように考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

会議規則によりまして 3 回しかできないわけでありましてけれども。今、国交省のほうから、必要以上に下げない、こういう御答弁がありました。しかし、この今回の入札に比べまして 85%、町内業者が扱う、例えば家庭ごみの収集、こういったものは 75%、ここらあたりで設定しているんじゃないかと思えます。家庭ごみの収集なんかは、ガソリン代も用人費も上がっていますので、利益はほとんど出ない、こういう状況にありながら 75%。妙に、言っていることとしていることとは全然違う感じがします。これは、町内業者も恐らく敏感に感じていることと思えます。

3 回目になりますので多くできませんので、ちょっと、立会をした副町長にお伺いいたしますけれども。これを、入札が終わって開札をし、そして、全 8 社くらいいたと思えますが、この全業者に立会をして、確認をすることが財務規則上、原則になっていると思えますけれども、各業者の反応、これは、どのようなものであったでしょうか。恐らく、びっくりしたと思えます。最低で入れたはずが、それでいわゆるドボン。4 業者の反応はいかばかりだったかと思えますが、御答弁をお願いします。

副町長（中澤一眞君）

お答えいたします。私、立会ということで、その場で、いわゆる予定価格調書の封筒を開いて照合をさせていただいた、そういう立場でございます。

そのときに、一つ一つ数字を確認をいたしまして、今回の落札業者を確定をしたわけでございますけれども。その会場においてですね、その他の、入札に参加しておられた企業さんの反応というのは、その場では、私、手元に集中をしておりましたので、それを感じた特段の変化といいますか、感じたことはございませんでした。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

今、西森議員と執行部、町長との質疑をお聞きをしておりましたが、その経過については、今の質疑で、ある一定理解はできたと思いますが、この入札、工事のこういった入札については、この佐川町のさまざまな地域の活性化でありますとか、住民サービス、そういったものを業者の方も一緒につくり上げていこうと、また当然、業者の利益もあると思いますが、そういった中で入札に参加をいただいている。公平公正なルールで業者の方も真摯な姿勢で、今までも参加をいただいている。執行部もそういった形で取り扱いをしてきたと思います。

そういった信頼関係の中で、先ほどお聞きをしている中で、今、問題になっているのは、最低制限価格の端数処理というのが問題になっている。これは、業者の方は長年、端数処理は千円単位でということで、ある意味、暗黙のお互いの了解の中で行ってきている。今回は、その端数が 900 円ということで、これは書類上また法令上ミスはない入札の手続きであろうとは思いますが。

ただ、こういった事務をしていく中で、当然、担当者の方、それからその書類が回ってくる、決済をする課長、町長、今まで千円の単位で行っているものが、これは 900 円になっている。これはこれでいいのか、というそういった疑義をその時点で感じなかったというのは、ミスではないにしても大きな手落ちであるというふうに私は思います。

ですから、その点については、この入札の手続きがミスのない法令上間違いのないものであったとしても、そういったことに気がつかなかった。そして、それによって業者さんも失格になることになったということは、真摯に執行部の方は受けとめていただいて、町長も含めて、そういった姿勢は示していただかないと、今後、業者とまたこの役場の信頼関係というのは成り立たなくなってくる、書類上、法令上ミスがないので、問題ではありませんということではなくて、そういった部分は、私は当然あると思いますので、その点については、しっかり、お考えをお聞きをしたいと思います。

それから、大事な点は、もう 1 点は、今後についてです。

この入札の予定価格それから最大制限価格は公表してないわけですが、すけれども、ほぼ業者の専門の方が見ると、予定価格も想定をできる。そして公告において最低制限価格を 85%ということであれば、

ほぼ想定はできて、公表してないけれども実質は公表しているような形ではないかと思いますが、この際に、もうその最低制限価格の公表をしてはどうかというふうに思います。

もし公表が、少し何か問題があるのであれば、専門的に私はわかりませんので、できる、できないはわかりませんが、例えば公告において、最低制限価格等のその端数処理については千円単位といたしますという形で示して、今後こういったことが生じないようにしっかりと対応をするべきだと思います。

その2点について、お答えをいただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。恥ずかしながら、私はですね、今回の入札におきまして、請負工事の予定価格、最低制限価格の価格設定について端数処理をしているということを知りました。今まで、端数処理をしてるのか、してないのかという部分でのチェックはしてありませんでした。

ですから、松浦議員おっしゃるようになりますね、今まで千円単位で端数処理をしていたものが今回してなかったということは、何かあるのではないかというふうに疑義を感じる方が当然いらっしゃるというふうに思っております。

ですから、今回のことをしっかりと反省をしてですね、今後の入札につきましては、端数処理の仕方につきましては、しっかりと統一して進めていけるようになりますね、担当課を含めて協議をしていきたいと、そのように考えております。

また、最低制限価格の公表という部分につきましては、公表したほうがいいのか、公表しないほうがいいのか、工事の内容によっても異なってくるのかなと思う部分もあります。これも、担当課と、あと産業建設課、工事にかかわる専門的な知識を有する者を集めてですね、今後、公表するのか、しないのか、そのあたりをしっかりと協議をしていきたいと。協議をして、執行部として出した回答につきましては、議員の皆様にとしっかりと御説明、御報告をさせていただきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、反対の方から指名します。

3 番（西森勝仁君）

私は、議案第 59 号、佐川町民テニスコート整備工事の契約について、反対の立場から討論いたします。

この工事につきましては、いろいろな事項につきまして理解できない、あるいは納得できない点が多々あり、町民に対しましても説明が付きません。その理由として、まず 1 点目が一般競争入札に付してはおりますけれども、一般競争入札というのは原則、どの業者も参入できる制度であります。しかし、町内業者は 1 社も入れていません。

次に、一般競争入札の佐川町側の最大のメリットは、価格勝負でありまして、安いほうがいいわけであります。先にも言いましたけれども、この A 級業者 8 社の業者がこの工事を履行できない、こういうことは 100% ありません。

しかし、最低制限価格を 3 分の 2 から 85% と設定し、しかも最も高い 85% を採用しています。このように、一般競争入札とは名ばかりで、そのメリットは全く生かされていません。これはまるで、指名競争入札と全く同じではないかと思えます。

次に、これも質疑でも述べましたけれども、業者が一番敏感で心配しているのは、端数処理を含む価格であります。ですから、業者側から予定価格の端数処理及び最低制限価格について、教えてください。

前年度発注工事からの算出方法の有無と聞かれておりまして、この回答書を私は手元に持っておりますけれども、予定価格の端数処理について、前年度発注工事からの変更はありません。最低制限価格については、公告を確認してください、と回答しております。そして、この回答のとおり、事後公表の予定価格は千円単位でまるめてありますが、なぜか、最低制限価格は 900 円がついており、千円単位にまるまっております。業者は、前年どおりというので、最低制限価格も 900 円は切り捨て、千円単位に当然まるまっておりますのは、至極当然であります。

ここに、過去 2 年間に議決を要した契約議案の資料のコピーがあります。この 2 年間で、9 件ほどありますけれども、全て百円単位

は切り捨て、千円単位でまとめてあります。最低制限価格で落札した現場も3件ありますが、これも、それぞれ150円、400円、500円、これを全て切り捨てて千円単位にまとめてあります。

本来なら、今回もこれと全く同じケースであり、この900円は切り捨てられるべきものだったはずであります。町長は、制限の範囲内で、この数字でおさまっているのが違法ではないと言っていますが、これはまるで後出しじゃんけんのようで不公平です。この結果、4業者は失格となっています。前年どおりというのであれば、本来はこの4業者がくじで落札者を決定するはずだったと思います。

このように業者に対しては、審議違反、不誠実、こういうことありますし、町財政に対しましては、その差額、18万6千円の損失を与えています。しかも、この工事は、国、県の補助金は全く入っていません。純然たる町民の税金であります。私は、かかる契約には、町民に聞かれても全く説明が付きません。これだけ多くの疑義がありながら、町長が違法じゃないと言うから賛成したとは絶対言えません。議員の皆様にも、よくお考えの上、私の意見に御賛同いただきますようお願いいたしまして、私の討論を終わります。

議長（永田耕朗君）

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第59号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

10分間休憩します。

休憩　　午前9時53分

再開　　午前10時5分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、発委第3号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する

条例の制定について、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員長（西村清勇君）

（以下、発委第3号「佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例」朗読）

今回の改正は、総務文教常任委員会の所管課の設定に関する部分です。3月定例会において可決されました課設置条例の一部改正により、収納管理課が税務課の中へ吸収されたこと、またチーム佐川推進課を所管する常任委員会が決定されていなかったことを受け、改正するものであります。よろしくお願いします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号、佐川町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第3号は、可決されました。

日程第14、発委第4号、日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書、を議題にします。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（岡村統正君）

（以下、発委第4号「日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書」1ページ目朗読）

案文を読み上げさせていただいて提出にかえさせていただきます。

（以下、発委第4号「日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進

めることを求める意見書」 2 ページ目朗読)

以上でございます。

議長 (永田耕朗君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 4 号、日本政府が核兵器禁止条約の批准作業を進めることを求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第 4 号は、可決されました。

日程第 15、発委第 5 号、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める意見書、を議題にします。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員長 (岡村統正君)

(以下、発委第 5 号「義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める意見書」 1 ページ目朗読)

案文を読み上げて提出にかえさせていただきます。

(以下、発委第 5 号「義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める意見書」 2 ページ目朗読)

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (永田耕朗君)

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第5号、義務・高校標準法を改正し、抜本的な教職員定数増を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第5号は、可決されました。

日程第16、発委第6号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書、を議題にします。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（岡村統正君）

(以下、発委第6号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書」1ページ目朗読)

同じく案文を読み上げさせていただきます。

(以下、発委第6号「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書」2ページ目朗読)

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第6号、「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求め

ます。

賛成全員。

したがって、発委第6号は、可決されました。

日程第17、発委第7号、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書、を議題にします。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員長（岡村統正君）

（以下、発委第7号「特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書」1ページ目朗読）
案文を読み上げさせていただきます。

（以下、発委第7号「特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書」2ページ目朗読）
以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ただいまの説明の中で、表題上にあります平成29年6月14日を、平成30年と訂正してください。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第7号、特別支援学校の設置基準の策定、及び、特別支援学級の学級編制標準の改善を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第7号は、可決されました。

日程第18、発委第8号、全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化そしてそれを可能にする中小

企業支援策拡充を求める意見書、を議題にします。

提案者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（藤原健祐君）

（以下、発委第8号「全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」1ページ目朗読）

読み上げて提案とさせていただきます。

（以下、発委第8号「全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書」2ページ目朗読）

以上です。よろしくお願ひします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第8号、全国一律の最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅引き上げによる地域活性化そしてそれを可能にする中小企業支援策拡充を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第8号は、可決されました。

日程第19、発議第1号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書、を議題にします。

提案者の説明を求めます。

11番（中村卓司君）

提案者から説明をしたいと思いますが。本来なら、こういう提案

は、委員長がすべきでございまして、先ほどから岡村委員長が数々の提案をいたしました。私が登壇したことは、この委員会で採択をされた分を朗読をするということで、会期中に委員会に付託をされた各項目で採択をされて、不採択とされたものは一応読み上げないという形だそうでございます。ただ、委員会で不採択になり、本会で採択になったということで、採択だけの意見書を、ここで一応述べるということがルールらしいでございますので、繰り返しますが、私も、私が委員会で賛成をした立場からですね、この意見書を読み上げさせていただくということで、御了解をお願いします。

なおですね、前に、この反対のことが議会ではございました。委員会で採択をされて本会で不採択になりました。そのときには、一応不採択という形でしたので、委員会では意見書を読み上げませんでしたけども、こういう形になりましたので、今回は私が述べさせていただきます。わかりますかね。

それではですね、それと年度が、先ほどの岡村委員長のところと同じくですね、29年になっておりましたので30年に訂正をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それと、発委ではございません。発議という形で報告をさせていただきます。

(以下、発議第1号「国の予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書」1ページ目朗読)

案文を朗読させていただきます提出をさせていただきます。

(以下、発議第1号「国の予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書」2ページ目朗読)

以上でございますが、正しい判断をもってこれに賛同していただけるようによろしくお願いを申し上げます、以上、私のほうからの案を申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第 1 号、国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金制度の確立を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、発議第 1 号は、否決されました。

日程第 20、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議会議員研修会の議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議会議員研修会の議員派遣は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 21、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

改めまして、おはようございます。本定例会に提出させていただきました教育委員の同意案件並びに一般会計補正予算を初めとす

る全ての議案につきまして、御承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

工事請負契約の締結についての議案におきましては、西森議員、松浦議員から御質問も御意見もいただきました。お二人の御意見を真摯に受けとめて、今後の業務改善につなげていきたいと考えております。担当課、各課と協議をした上で、しっかりと今後の入札執行業務についての方向性を明確に決め、その決まった内容につきまして、議会の皆さん、議員の皆さんに御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

中澤副町長に着任をしていただき、1カ月半になります。まだまだ佐川町のことを知らないことがあると本人もおっしゃっていましたが、ぜひ、議員の皆様、また町民の皆様には、多くのことを副町長に教えていただき、一緒になって町民挙げて、町挙げてのチーム佐川づくりに邁進をしてもらいたいと思っておりますので、ぜひ、何とぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

副町長は、県で職務をしているときも、県の職員に対して、せっかくやるなら楽しんで、チャレンジ精神を持って前向きに仕事をしていこうということをおっしゃっていたようです。「チームさかわまじめに、おもしろく。」この取り組みが町中に、少しずつ確実に広がってきております。住民の皆さんの活動を支えるこの佐川町役場においても、「チームさかわ まじめに、おもしろく。」を、しっかりと体现できる、そんな役場にしていきたいと考えております。

私自身、見た目がですね、おもしろくもなく、仏頂面かもしれませんが、できるだけ笑顔で楽しそうに仕事をしているなということが職員にも伝わるように、自分自身の反省も踏まえて、これからしっかり取り組んでいきたいと考えております。

私に言いづらいことも、副町長であれば相談しやすいことも、役場の職員には数多くあると思っています。執行部を初め、課長の皆さんを初め、役場職員全員がですね、チーム佐川として、チーム佐川町役場として、まじめにおもしろく仕事に取り組み、チームとして課題に向き合い、解決できる。そんな役場をつくっていききたいと思っております。その役場づくりに、副町長には尽力をしていただきたい。心から期待をしております。

話長くなりましたが、第5次佐川町総合計画を策定して3年目を迎えました。本年度は、「チームさかわ まじめに、おもしろく。」

をより一段上に引き上げる、そんな年にしたいというふうに思っております。ぜひ、議員の皆様には、これまで以上に御指導いただき、また御協力いただき、一緒になって世界一幸せな町佐川町づくりにお力をいただければというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日は、まことにありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

本日の会議は、これもちまして終わります。

平成 30 年 6 月 佐川町議会定例会を閉会します。

閉会　　午前 10 時 55 分